

平成 17 年 5 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 認可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
九州旅客鉄道株式会社
東京都港区虎ノ門一丁目 20 番 10 号
西松建設株式会社
東京都港区芝浦一丁目 2 番 3 号
清水建設株式会社
- 2 協定の名称
美咲野第 5 期建築協定
- 3 協定区域の地名及び地番
菊池郡大津町美咲野一丁目 1 番 1、同 1 番 2、同 1 番 3、同 1 番 4、同 1 番 5、同 1 番 6、同 1 番 7、同 1 番 8、同 1 番 9、同 1 番 10、同 1 番 11、同 1 番 12、同 1 番 13、同 1 番 14、同 2 番 1、同 2 番 2、同 2 番 3、同 2 番 4、同 2 番 5、同 2 番 6、同 2 番 7、同 2 番 8、同 2 番 9、同 2 番 10、同 2 番 11、同 3 番 1、同 3 番 2、同 3 番 3、同 3 番 4、同 3 番 5、同 3 番 6、同 3 番 7、同 3 番 8、同 3 番 9、同 3 番 10、同 3 番 11、同 3 番 12、同 3 番 13、同 3 番 14、同 3 番 15、同 3 番 16、同 3 番 17、同 3 番 18、同 4 番 1、同 4 番 2、同 4 番 3、同 4 番 4、同 4 番 5、同 4 番 6、同 4 番 7、同 4 番 8、同 4 番 9、同 4 番 10、同 4 番 11、同 4 番 12、同 4 番 13、同 4 番 14、同 4 番 15、同 4 番 16、同 4 番 17、同 4 番 18、同 5 番 1、同 5 番 2、同 5 番 3、同 5 番 4、同 5 番 5、同 5 番 6、同 5 番 7、同 5 番 8、同 6 番 1、同 6 番 2、同 6 番 3、同 6 番 4、同 6 番 5、同 6 番 6、同 6 番 7、同 6 番 8、同 6 番 9、同 6 番 10、同 6 番 11、同 6 番 12、同 6 番 13、同 6 番 14、同 6 番 15、同 6 番 16、同 6 番 17、同 6 番 18、同 6 番 19、同 6 番 20、同 6 番 21、同 6 番 22、同 6 番 23、同 6 番 24、同 7 番 1、同 7 番 2、同 7 番 3、同 7 番 4、同 7 番 5、同 7 番 6、同 7 番 7、同 7 番 8、同 7 番 9、同 7 番 10、同 7 番 11、同 7 番 12、同 7 番 13、同 7 番 14、同 7 番 15、同 7 番 16、同 7 番 17、同 7 番 18、同 7 番 19、同 7 番 20、同 7 番 21、同 7 番 22、同 8 番 1、同 8 番 2、同 8 番 3、同 8 番 4、同 8 番 5、同 8 番 6、同 8 番 7、同 8 番 8、同 8 番 9、同 9 番 1、同 9 番 2、同 9 番 3、同 9 番 4、同 9 番 5、同 9 番 6、同 9 番 7、同 9 番 8、同 9 番 9、同 9 番 10、同 9 番 11、同 9 番 12、同 9 番 13、同 10 番 1、同 10 番 2、同 10 番 3、同 10 番 4、同 10 番 5、同 10 番 6、同 10 番 7、同 10 番 8、同 10 番 9、同 10 番 10、同 10 番 11、同 10 番 12、同 10 番 13、同 10 番 14、同 10 番 15、同 10 番 16、同 10 番 17、同 10 番 18、同 10 番 19、同 11 番 1、同 11 番 2、同 11 番 3、同 11 番 4、同 11 番 5、同 11 番 6、同 11 番 7、同 11 番 8、同 11 番 9、同 11 番 10、同 11 番 11、同 11 番 12、同 11 番 13
- 4 協定区域の面積
39,669.63 平方メートル
- 5 認可年月日
平成 17 年 4 月 25 日

登載依頼

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17 年 5 月 23 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 31 号

熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の給料等の支給に関する規則（昭和 26 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「前項の申出は、書面を任命権者に提出して行うものとする。」を「前項の任命権者への職員等の申出は、書面（庶務事務システム（電子計算機を利用して職員等の勤務、人事、給与、旅行等に係る申請等の手続に関する庶務事務の処理を行うシステムをいう。）を利用することとされている者にとっては庶務事務システム）により行うものとする。」に改め、同条第 3 項中「前項の書面には、」を「前項の規定により行う申出においては、」に、「記載」を「記載又は入力」に改め、同条第 4 項中「前 2 項に定める書面の様式及びその必要記載事項その他振込みに関し必要な事項は、」を「前 3 項に定めるもののほか、振込みに関し必要な事項は、」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

